

古代文学における「語り」について

八 木 毅

一

国文学史上、わが古代に、すぐれた語りもの文芸があっただらうか。谷宏氏は、古代にはそれがあらはれなかったとし、その理由については「根本的には専制国家の成立が、諸共同体がもつてゐた語りものを、国民的なひろさと高さにまで発展させなかつたからであるとおもふ^{注1}」と述べてをられる。そして氏は、国文学史上のすぐれた語りもの文芸として、平家物語と近松の作品を挙げ夫々の表現主体、受容者、文芸成立の場などについて分析する。

いま、私がここに与へられた課題は、「すぐれた語りもの文芸」或は「語りもの文芸」までもゆかない古代前期の「語り」といふことについて考へることである。

「語りもの」といふ語句は、「謡ひもの」ではなく「語りもの」といふ場合の例で分るやうに、類概念である。現代小説等で、「母もの」「マダムもの」などと使はれる「——もの」もそれである。ところで、「語り」とは、どのやうな意味をもつか。字書^{注2}によると、「イフが一般的なのに対して、聞き手を意識して、一まとまりの内容を話しかける場合に使はれる」とある。そして挙げられた用例中に万葉集、卷十二²⁸⁷⁰ 我背子之 将来跡語之夜者過去 思咲八更々 思許理来目八面 を「我背子が来むと語りし……」と訓んで引いてゐる。ところが賀茂真淵の万葉考では「コムトイヒニシ」と、橘千蔭の略解では「キナムトイヒシ」と訓んでゐて、「語之」を「カタル」とは訓まないのである。それは、歌意から考へると、「かたりし」とするのを不適切と見たものと考へら

れる。一方、神中抄や寛永版本では、「語之」の字面から、「かたりし」と訓むことが自然であると判断したものとみられる。ほんの一例を示して見たのであるが、「語」を無批判に「カタル」と訓むことには問題のあることが分るのである。が、このことはさておき、「カタル」とは、聞き手を意識して、ひとまとまりの内容を話しかける行為を言ふものとして、万葉集中の用例を見ると、aその行為の一回かぎりのものと、bその行為が、行為主体の限定なしに、繰返し行はれるものに分けることができる。文芸用語としての「語り」を、本稿では、右のbといふことに規定したい。以上を纏めて言へば、「語り」とは、聞き手を意識して、ひとまとまりの内容を伝達する行為なのである。

bの用例から帰納すると、そこには、このやうなことが内容とされてゐる。すなはち、個人とか、家とか、氏とか、社会的・国家的とか、スケールはさまざまながら、夫々に後代へ伝えるべき事柄を内容として、言ひ継いで行く、そのワンステップ毎に行はれる行為を「語り」としてゐるのである。その内容は、時には山上憶良の名実であり、時には天皇家の旧辞であり、時には吉野離宮にかかはる伝承であり、時には霊峰にまつはる物語であり、時には二人の男に求愛されて入水した乙女の悲

劇であつた。これらの「語り」の内容は、「語り継が」れる中に、次第にパターン化し、骨子として改変すべからざる部分と、「語り」の主体によつて、アドリブ的に若干の肉付けなり、描写なりの許される部分をもつといふ構造をもつてゐたことが考へられる。

万葉びとたちによつて、「語り」とか、「語り継ぎ」とか歌はれてゐるのを手懸りにして、その内容を、どのやうなものであつたかについて想定したのであるが、このやうな、唱導的文学の発生について、(或は広く文学の発生について)性の牽引や、咄嗟の感激に起原を求める学説を否定し、国文学の信仰起原説を主張した代表的な学者は折口信夫博士であつた。

私は日本文学の発生日を、神授——と信じられた——の咒言に据ゑてゐる。而も其古い形は、今日溯れる限りでは、かう言つてよい様である。稍長篇の叙事脈の詞章で、対話よりは拍子が細くて、諷誦の速さが音数よりも先にきまつた傾向の見える物であつた。左右相称、重畳の感を満足させると共に、印象の効果を考へ、文の首尾の照応に力を入れたものである。さうした神憑りの精神状態から来る詞章が、度々くり返された結果、きまつた形を採る様になつた。邑落の生活が年代を重ねるに従つて、幾種

類かの詞章は、神の神人から神人へ伝承せられる様
になつて行く。

と述べ、春の始めに来るまればと神が、国土をはじめ、山川草木、食物などの、はじめて化成した本縁を「語り」、祭祀に伴ふもろの儀式の由来を説明し、鎮魂の靈験を説く。かうした本縁を語る呪言が、最初から全体としてあったのではあるまいとしつつ、叙事脈の呪言が国家以前の邑落生活の間に自由に発生したとみられる。呪言系統の詞章の、宮廷に行はれたものが、一転化して詔旨——宣命——を發達させ、年頭の朝賀の式は、段々氏々の代表者の賀正事（よごと）——天子の寿を賀する詞——奏上を重くみる様になつたが、恒例の大事の詔旨は、此受朝の際に行はれた。延喜式祝詞の多くが、宮廷の人々及び公民に呼びかけて聴かせる形になつてゐるのは、詔旨が段々臨時の用を多く生じて、宣命として形をとつてゐるからで、延喜式の祝詞は、だから、大部分が宣命だと言つてよい姿を成してゐる。そして宣命に属する部分が、旧来の呪言を包み込んでゐる。国中の妖気を掃蕩するのに、諷歌（そへうた）倒語（さかしまこと）を以つてさせたり、歌垣の庭に立つ男女が呪言をもつて唱和を挑んだり、民謡にも、呪言の分化したものとみられるものがある。以上が折口博士の「日本文学の

唱導的発生」の要約である。ここでは、「語り」の内容に、信仰の裏打ちを有する呪言系統の詞章が、想定されると言ふことを、折口説を借りて述べた。

二

次に、上代の「語り」の伝統に大きな比重を占めてゐたと思はれる氏族伝承について、考へてみよう。

古代社会は氏族制度であつて、血族を同じくする家が氏といふ団体を形づくり、氏ノ上が氏人を率ゐて朝廷に服属した。折口博士の国家以前、普通の言ひ方を以つてすれば、大化改新以前から、大和の豪族には東北部の春日・小野・粟田・大宅・柿本等と邇系氏族、西南部の葛城・平群・当麻・蘇我等、賀茂・武内系氏族、中東部の天皇家および大伴・物部・中臣等伴ノ造氏族があつた。これらに並んで海部・鍛冶部・弓削部・矢作部・鏡作部・玉作部など、特殊の職業に徒事する伴部や、皇妃・皇子の私有民（大化以後は、宮廷の管理する部民^{部民}）であつた建部・日下部・白髮部・長谷部・文部・小長谷部・壬生部・舍人部・膳部・勅負部など、記紀に御名代部御子代部と称されてゐるものなど。また、その他に秦部・漢部・百濟部・佐伯部・肥人部など帰化人や異種族で組織された氏があり、彼らは伴造に統率されて、朝廷との従

属關係を保つてゐた。弘仁六年の「新撰姓氏録」では倭蕃合はせて一一八二氏の出自家系をまとめてゐる。これら諸氏の伝承を「氏族・伝承」と称し、天平宝字年間「中臣氏本系帳」など氏族志の編纂が行はれたが完了せず、延暦年間にかけてその撰進を計つたが、なほこの作業は続行せられたやうである。和銅五年正月、古事記序文に「諸家のもたる帝紀および本辞」、溯つて推古天皇廿七年紀に「天皇記及国記、臣連伴造国造百八十部、并公民等の本記」とあつて、氏族伝承の記録化の歴史を辿ることが出来る。諸豪族の本辞は、記紀の編纂にも使用された。同じ資料が、紀と九州風土記とに用ひられた形迹もある。

氏族伝承と言ふのは、右に見られた諸家の伝承して来た本辞（旧辞）とか、本記とかいふ記載されたものの中に、口頭による伝承があつた筈である。ここでは、まず、日下部氏のさまざまな「語り」の内容について調べてみよう。

古事記仁徳段に「この天皇の御世に、大后石の比売命の御名代として葛城部を定めたまひ、また太子伊邪本和氣命の御名代として壬生部を定めたまひ、また水歯別命の御名代として蝮部を定めたまひ、また大日下王の御名代として大日下部を定めたまひ、若日下部王の御名代と

して若日下部を定めたまひき」とあり、二王は仁徳天皇と日向之諸皇君牛諸の女、髪長比売との間に生れてゐる。また、古事記雄略段に「初め大后（若日下部王）日下にいましける時、日下の直越の道より、河内に出でまじき」とあるので、彼らの名が住地日下の地名を負つてゐることが分る。雄略段の方は、右に引いた部分に次いで、天皇が若日下部王の御許にいであつて彼女に求婚の言葉を叙べる。彼女はそれに対して「日に背きていであすこと、いと恐し」と自らが宮殿に参上してお仕へしませうと答へ、天皇は還御の時「日下部のこちの山と……」の歌を詠まれ、それを彼女の許へ届けさせられたと展開する。日継の御子を中軸として律令国家が繁栄してゆかうとしてゐる中で、右の二つ（仁徳段と雄略段）の物語を、自分たち日下部氏の名譽ある過去として「語り」の内容としてゐたことは、恐らく間違ひのないことであらうと思ふ。

日下部氏は大化以前から全国に広く根づいてゐたが、肥前国風土記に出てくるのは、宣化天皇の世、大伴連狭手彦百濟救援の途次、松浦郡に逗留中、篠原村の弟日姫子とまぐはひをし、別れの日に彼は形見の鏡を贈つた。別離の悲しみにある彼女はその鏡を手に栗川を渡る時、鏡の緒絶えて川に失つて了つた。それよりそこを鏡の渡

と名づけたといふ話は、彼女を氏の祖とする当地の日下部君らが語り伝へるところであった。

同じく肥前国風土記同郡の賀周の里の条に、景行天皇がこの里の土蜘蛛の長、海松樞媛を誅滅する際、陪従、大屋田子を遣はされた。彼も、日下部君らが祖であると語つてゐる。景行西征への貢献は日下部氏において誇るべき「語り」の内容であったことが察せられる。

日下部氏の伝承は、日本靈異記にも二縁採られてゐる。上巻第十八縁のものは、法華経を誦持するに、どうしても唯一字だけが覚え切れぬことを觀音に悔過した所、先の代に彼は、伊予の国和氣の郡、日下部猴の子であった時、法華経の一字を燈で焼いてゐた為であることを示される。大和から伊予に赴き、訪ねてみると夢の告の通りであった。そこでこの説話は日下部氏のこの男は読経求道し、過去現在の二生にわたつて重ねて法華経を誦し、現在の世において、二人の父に孝養し、その美名を後に伝へたと結んでゐる。撰録者景戒による結びである。

日本靈異記に採られた日下部氏のもう一つの「語り」は中巻第三縁にある。聖武天皇の御世の事、武蔵国多摩郡鴨の里の吉志火麻呂は妻を郷里において、防人として大宰管内の任につくことを命ぜられる。三年間は妻とも逢へない。そこで彼は生母日下部真刀自を殺し、その服

喪によつて役を免れようとの逆謀をたくらみ、法華経の信仰に厚い母を騙して山中に大会があると誘ひゆき、母を殺さうとした時、二人の間の大地が裂け、母は助けようとしたが力及ばず彼は奈落の底へ落ちていった。母は息子の為に、諷誦し、修善したと結んでゐる。

日本書紀顯宗天皇紀に、穴穗天皇（安慮）三年十月、弘計王（顯宗）の父市辺押磐皇子及び帳内佐伯部仲子、蚊屋野に於て大泊瀬天皇の為に殺され、埋められた。その事を知つた弘計王億計王の兄弟は身をかくしたが、更に危険を避けるために、王たちの帳内日下部使主、その子吾田彦とが竊かに天皇（弘計王）と億計王とを奉つて、難を丹波国余社郡に避け、使主は名を田疾来（たたく）と改め、尚ほ危険を感じて、そこから播磨国縮見山の石室に遁れたが、使主自らはそこで経ぎ死んだ。吾田彦は二王を伴つて縮見屯倉首（しじみのみやのあびと）に仕へることになり。年月経て、新室ほきの夜、天皇、はじめて身分を歌ひ明す。折しも都には清寧天皇に日継ぎの皇子なく、宮殿を造り、二王を迎へられたとある。播磨国風土記美囊郡志深里の叙述では、この里における二王に焦点が結ばれ、二王が、日下部連意美（おみ）を率て逃れ来たとしてゐる（日本書紀では、「帳内日下部連使主、与其子吾田彦、竊奉天皇、与億計王」とし、逃走行為の主体を事実^{キタマツリ}に即した記載にしてゐると見られ

る)。古事記では安康段の終りの「市辺押齒王横死」の条に、二王が難を避け、山城を経て針間の国に至ったとあるが、記述は簡潔で、二王の逃亡を手引きする日下部連使王は現はれない。途中のエピソード、出会人物、逃走の経路も日本書紀の叙述と著しく異なる所から、夫々が別個の旧辞を資料としたと見られ、播磨国風土記は志深村の首、伊等見（古事記は「志自牟」、日本書紀は「忍海部造細目」。三書この人の名を異にする）の名を出してゐる。志深村の首とは、日本書紀の縮見屯倉首のことであるから、二王逃避物語を日下部連使主主導型で、語ってゐない古事記と播磨国風土記とは、忍海部氏の「語り」を旧辞に記載したものを資料としたものであり、日下部連使主主導型で、この物語を語ってゐる日本書紀は、恐らく日下部氏の「語り」を旧辞として記載したものを編纂の材料としたのではなからうか。

丹後半島は浦島伝説の発祥地であつて、万葉集巻九の高橋虫麻呂の浦嶋子を詠んだ作品（一七四〇）の住吉を摂津国の住吉とすることは現在では無理であることも明らかになつて来た。浦島伝説は、船に關係を有する海部、安曇、日下部などの氏族に伝へられ、彼らの移動につれて、或は神仙思想と結びついて丹後の海辺から信濃国や相模国などへ持ち運ばれたことがあつたらしい。

浦島伝説が日本書紀では雄略天皇廿二年条に出て、ここでは僅かに五十一字に要約せられてゐるのである。しかも最後の四字は「語在別卷」と言ふ注記であつて、実際は四十七字にしか過ぎない。この「別卷」とは何をさすのか、「本朝神仙伝」中の伝の如きものを言ふのかも知れない。しかし丹後国風土記逸文には、与謝郡日置里の冒頭部に、「此の里に筒川の村あり。此の人夫、日下部首等が先祖の名を筒川の嶋子と云ひき。為人、姿容秀美しく、風流なること類ひなかりき。斯は謂はゆる水の江の浦嶋の子といふ者なり。是は、旧の宰伊預部の馬養の連が記せるに相乖くことなし」とあつて、以下約一千字にわたつて浦島伝説を叙述してゐるのである。秋本吉郎氏は、この冒頭部に伊預部連馬養の記録した浦島子伝と、土地の伝承とが相違するところが無いと言つてゐる事に対して、「以下の文は土地の伝承による筆録であるというのであるが、文飾が多く、馬養の筆録を参考にしたものと認められる」と述べてをられる。秋本氏の指摘の通り、丹後国風土記のこの記述は非常に洗練された表現を達成してゐる。しかし、物語そのものの浪漫性の故に、超自然的描写も生ずるのであつて、文体としては、常陸国風土記の文飾を重んずるものよりは、播磨国風土記の写实的表現に近いものではないかと見ら

れる。従つて、丹後国風土記の記すところは、丹後日下部氏の「語り」に基づいて記録せられた旧辞を資料とするのではなからうかと考へる。日下部氏は、開化記の系譜によると、丹後国（分立前の丹波国）にも縁の深い日子坐王の子、沙本毘古王を祖としてゐるので、ここに日下部氏の出で来ることは少しも不自然ではない。そればかりでなく、前述の市辺押磐皇子の二王子逃避の時、帳内日下部使主父子は、まづ、丹波国余社郡へ二王子を導いてゆく。これはその頃すでに、丹後国日下部氏がその地にあつたことを意味し、そこが危険だと判断して、播磨国へと去るのは、大和の雄略側にも、彼らの立回り先として、そこが指定されうる箇所の一つであつたからであらう。とすると、浦島伝説が日本書紀の雄略紀に記されてゐること、丹後国の現地にも、浦島伝説を自らの祖先の物語として「語り」の内容とする日下部氏が雄略朝、既に丹波国余社郡にゐたことを推定しうるのではないだらうか。逆に言へば、雄略紀に浦島伝説が記載されてゐることの必然性が、すこしは認められさうな感じをもつのである。

三

大化の改新以前に皇室の私有民として地方に散在して

ゐた子代名代の一つとして、右に日下部氏の伝承とみられるものを若干取上げ、その「語り」の内容等について考へたのであるが、それら地方支族を中央にあって統率する伴造には、各支族の伝承をも、整理し、統一し、記載し、誦習することを職掌とする語部をもつものがあつた。

大伴氏、佐伯氏はずっと後代まで、その機能はともかくとして、氏の語部を有してゐた。また、天武朝以後も、国造時代の伝承を重んじて、各国ごとに語部を温存させてゐたと考へられる。律令制以後は、旧国造家は、概ね郡領に任せられることが多かつたやうであるから、そのやうな、地方豪族に語部が付属してゐたとも見られる。諸国に軍団と關係をもつて分布した建部も、神功皇后や倭建命やの伝承を、その「語り」の内容として来た。万葉集巻五の神功皇后鎮懐石伝説を伝へた人物として、左注に「右事伝言 那珂郡伊知郷表嶋人建部牛麻呂是也」を明記してゐる。山上憶良作と見られる作品（八一三—一四）の配列からみて、この長歌制作の年月は天平元年（七二九）末であつた。鎮懐石のこの伝誦における所在地は「筑前国怡土郡深江村子負原」である。そしてこれを伝承して来た人は、筑前国の那珂郡の建部牛麻呂である。筑前の国といふレベルで、部内の重要な伝承を管

理するの、国司としての山上憶良に課せられた任務の一つであつたらう。

伝承を豊かに伝へた海部氏があり、全国海辺の彼らを統率した伴造としての安曇氏も、その伝承を共有したのであらうことは、前に浦島伝説に關してふれた。続日本紀元正天皇養老三(七一九)十一月七日条に「少初位上、朝妻子手人龍麻呂に海語連(アマカタリノムラジ)の姓を賜ひ、雑戸の号を除く」と出てゐる。朝妻は大和国葛上郡葛城村の大字名を氏の名としたもの。新撰姓氏録山城國諸蕃「漢、秦忌寸」の條に「弓月王。譽田天皇諡應神十四年来朝。上表更歸國、率百廿七梟伯姓歸化。并獻金銀玉帛種々宝物等。天皇嘉之。賜大和朝津間腋上地居之焉。」とあつて、ここから山城の秦氏、太秦氏が發祥する。山城の朝妻造もここから出た。その出自を同書は、「韓國人都留使主」(都留の二字諸本異同があり、定まらぬ)としてゐる。要するに應神朝に渡來し、歸化して右の元正朝に及んだもので、三四百年を葛城の朝妻に住つて來た歸化人である。朝妻子手人の子は佐伯有義氏の頭注に^注衍なるべしとし、手人は工匠の類を言ふと注してゐるのに依つて、工匠、朝妻龍麻呂といふことになる。その本來の家系からすれば、海部氏とは關係がなかつたはずであるが、手人と呼ばれる何かの職能を通じて、海部氏と

の關係が出来てゐる、海部の伝承をよく誦習したことを追認される形で、海語連の姓を得たのではないだらうか。新撰姓氏録右京神別に「天語連、梟犬養宿稱同祖神魂命七世孫天日鷲命之後也」とある天語連と、職掌を同じくするものとすれば、古事記雄略天皇段の「纏向の日代の宮は」「倭のこの高市に」「ももしきの大宮人は」で夫々はじまり、いづれも「事の語りごとをこをば」で終る、天語(あまがたり)歌をふくめたアマガタリの伝承を養老三(七一九)十一月以降、朝妻龍麻呂改め海語連龍麻呂も正規の伝承者として、公的に「語り」かつ「謡は」ねばならぬことになつたと考へてよいのではなからうか。

日本書紀天武天皇十二年癸未(六八三)九月二十三日條に、倭直にはじまつて語造におよぶ三十八氏に連(むらじ)の姓を賜はつた記事がある。姓氏家系大辭典「語カタリ」の條をひらくと、「語部の伴造、並に其の族人也」とあつて、右の「語連」と、さきの「アマ語連」とを「同一氏なるべし」としてゐるが、海部氏は以外の諸氏と自ら區別した「アマ語」の氏をもつてゐたのかも知れない。出雲國風土記、意宇郡安來郷の條に、天武天皇甲戌年(六七四)七月十三日の出來事といふのを記してゐる。語臣猪麻呂が、その娘の遭難事故を語つたものである。この語臣は、臣姓を有することなどから、姓氏家系大辭

典が「出雲国造の族ならむかと考へらる」と言つてゐるが、意宇郡にあることなども考へ合はせると右の推論は妥当と思はれる。つまり、出雲国風土記の編纂責任者である出雲国造、出雲臣広嶋と同族で「語り」の担当者であつたのが右の語臣なのである。

出雲臣に語臣が隸属してゐたやうに、大伴宿称、佐伯宿称も語部を有してゐた。伝統を重んじ、故実を貴んだ宮廷儀式の中、大嘗祭の祭式について、「貞観儀式」に「凡、物部、門部、語部は左右衛門府、九月上旬に官に申して、預め程を量りて参集せしむ。(中略)語部は美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人、伴宿称一人、佐伯宿称一人、各々語部十五人を引ゆ。東西の掖門より入り、位に就きて古詞を奏す」とあり、実際に各国、および大伴、佐伯の語部たちは、夫々の誦習し來つた旧辞の物語、すなはち古詞を、多分一部分づつ奏上したのであらう。右の国々以外にも、正税帳^{注13}、輪相帳、戸籍などに語部が散見されるによつて、その存したことが確認されるのである。

大嘗祭の儀式そのものは、その後も天皇踐祚のたびに行はれるが、次第に形骸化して、遂に後花園天皇の永享二年(一四三〇)十一月十八日の大嘗祭においては、国栖奏、国風と共に語部の古語は行はれなくなるのである。

その背後には、氏族の日常が語部の「語り」を必要としなくなつてゐたことと、上代においてあつた如くに、皇室との緊密な紐帯を必要としなくなつたといふ実状があつたと言ひうるのではなからうか。

語部の「語り」は万葉集卷三の志斐の姫と天皇(女帝の幼時回想)の歌(二三六一七)からも分る通り、コトバ通りの「語り」だったのである。この志斐の姫は、新撰姓氏録にその氏の名の起原が記されてゐる。阿部志斐連の族で、阿部氏の語部かつ後宮の女官だつたと考へられる。

四

古事記の成立について、現在諸説が提起されてゐるが、本稿はその序文の記述をそのままに信頼する立場を取つて以下考へて行く。

古事記は、壬申の乱平定後の社会体制の確立維持の爲に、天武天皇が諸氏族と天皇家とのかかはりを歴史的に展望しようとしたことが、編述企画の一つの眼目であつた。資料には、帝紀、旧辞があつた。原古事記天武朝成立説では、天武天皇の編述意図によつて、帝紀、旧辞が整理、統一されて、殆んど現古事記の原形が、天武天皇十三年には出来上つてゐたと考へられるのである。川

副武胤氏は、古事記の序文自身が「稗田阿礼の誦する所の勅語の旧辞を撰録して以て献上す」と言ひ、「子細に採りひらふ」と述べてゐる。また、序文の後段が「採録の用字上の用意だけに關し、語（意味内容）や構成に言及してゐない」ことも挙げて、太安万侶の、古事記本文の内容への関与は殆んど認めない。しかし安万侶が、古事記の最終的な成立に参加したことの、右は証拠にもなると川副氏は言ふ。太安万侶の内容への関与の問題等について論ずることは、いま本稿での本旨ではないので差控へるが、右にも出て来た稗田阿礼が、天武天皇の勅語によつて、帝皇の日継と先代の旧辞とを誦習させられた時、彼は二十八歳の舍人であり、漢文体で記されたその文書を、読む能力、その文書に付されるべき訓読を、覚える能力において、卓越したものを有したと序文は叙べてゐる。序文に、天武天皇の詔を引いて「朕聞かくは諸家のもたる帝紀と本辞と既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふといへり。今の時に當りて、その失を改めずは、いまだ幾年を経ずして、その旨滅びなむとす」とあつて、編述企画者としての天武天皇の胸裡には、この仕事は一刻も早く処理しなければどうにもならなくなるといふ、危機感、切迫感があつたと思はれる。右の詔の背景には、壬甲の乱平定後の平穩化した社会、客観主義化する社会、

書かれたものがものを言ひはじめた社会の中で、氏族傳承の文書化が遅れてゐた氏、散逸させてゐた氏、書き改めの必要を感じてゐる氏等が、夫々にひそかに、然し、実は競ひあつて、氏の「語り」の文書化を急いだ。そこに天武天皇の、歴史編纂はいまが潮どき、との判断が下されたものと考へられる。「語り」の内容が文書化すれば、語部たちの口誦能力が弱まったことであらう。

氏族傳承には、右に挙げたもの他にも、尨大なものがあつたらうが、形をなして残るものとしては、住吉大社守氏の「住吉大社神代記」、齋部氏の「古語拾遺」などあつて、出雲氏の「国引傳承」ほどに「語り」の要素が全体に充満してゐるわけではないが、夫々に独自の内容を有してゐて、貴重である。

五

上代、万葉人^{注16}たちにとつて「語り」とは何であつたか、をまず問ふてみた。それは、或る内容を後代へ向け、口頭で傳承することであり、氏族傳承では、夫々の内容が恣意的ではなく、前代と後代とのズレを生じないために、かなりパターン化してゐたことが考へられる。それは万葉集の長歌や記紀の歌謡の如く、対句や序詞、枕詞などの修飾をもつた、韻文的な文体をとること

が多かったであらう。神を祭る集団の中にあつた咒言がまじり、言霊の精神がその文体を支配したであらう。継体朝、推古朝、天武朝と社会的な激動と文運の進展につれて、「語り」は漸次文書化され、公的な儀式の場での奏上以外に「語り」の必要から解放された氏族においては、やがて次第に「語り」の能力を失っていったと考へてよいだらう。その節目は、藤原の宮の時代終り頃とみてよいと思ふ。都が、更に北へ、平城京に遷ると、古事記、風土記、日本書紀などの編纂事業が相次ぐ。しかし、これらに資料として用ひられた帝紀、旧辞、解文等は、中央・地方の諸氏族によって、既に文書化された「語り」であつたことから、そのことはおのづらに肯はれるのではないだらうか。

注1 谷宏氏「語りの文芸」(岩波講座文学第六卷「国民の文学」三、古典篇。昭和二十九年三月)。

2 「時代別国語大辞典」上代篇。三省堂。

3 「語り」a (一回的なもの) 230 448 669 794 852 904 1740 2543 2719 2799
2870 3446 4106 4125 4154

4 「語り」b (繰返されるもの) 236 237 313 317 364 873 894 978 1062
1065 1801 1803 1809 2873 3329 3914 4040 4160 4164 4165 4166 4463 4465

5 折口信夫「日本文学の唱導的発生」(新潮社、「日本文学講座」第三卷。昭和二年二月)。

6 平野邦雄氏「子代と名代」(大化前代社会組織の研究)所収吉川弘文館)

7 日本後紀、嵯峨天皇弘仁五年(八一四)八月条に「直勤系所書手三人、准勞叙階有差(以下略)」。

8 拙稿「九州風土記覚書上・下」(愛知県立大学国文学科編輯「説林」第十四、五輯)

9 岩波、古典文学大系「風土記」

10 続日本紀、元明天皇和銅六年(七一三)夏四月乙未「割丹波国五郡始置丹後国」。

11 朝日新聞社刊「六国史、続日本紀上」一四五頁頭注。

12 「淡路一人」までは延喜式「踐祚大嘗祭」に同じ記事が見られる。しかし「伴宿称」以下はない。

13 「天平二年、尾張国正税帳」に、「主張外少初位下勲十二等、語部有島」。「浜名郡輪租帳「新居郷、語部荒馬外九名」。「阿波国板野郡田上郷延喜二年戸籍」に「語部刀自賣」。

14 川副武胤氏「日本神話」(読売新聞社刊)の「日本神話の成立」参照。

15 「出雲国風土記」意宇郡々名起源の条。

16 万葉集における「語り」について、ここでは特に取上げなかったが、万葉集の中にも歌謡の口誦性などで、「語り」「歌語り」がみられる。このことについては、大久間喜一郎氏「古代文学の伝統」(笠間書院刊)等を参照せられたい。